

# 福島県報

## 目次

- 訓令
- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令  
福島県企業局
- 福島県企業局処務規程の一部を改正する規程  
福島県病院局
- 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程  
福島県議会
- 福島県議会議事事務局文書等管理規程の一部を改正する訓令  
福島県選挙管理委員会
- 福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程  
福島県監査委員
- 福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程  
福島県人事委員会
- 福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
福島県労働委員会
- 福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

## 訓令

### 福島県訓令第20号

本庁機関  
出先機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）

の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改める。

### 附則

この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（行政経営課）

## 福島県企業局

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県企業局管理規程第9号

#### 福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第15号中「（電子文書を除く。）を課長若しくは事業所長が課若しくは」を「を課長が課の事務室において、又は事業所長が」に改め、「又は電子文書を課長若しくは事業所長が文書管理システムにより管理すること」を削り、同条第14号とし、同条第16号中「（電子文書を除く。）」を削り、同条第15号とし、同条第17号を第16号とし、第18号を17号とし、同条第19号中「、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び」を「及び決裁に係る記録並びに」に、「管理等」を「管理」に改め、同条第18号とする。

第14条の2第1項中「（電子文書並びに文書管理システムを利用して作成する紙文書である起案文書、回覧文書及び施行文書を除く。）」を削る。

第14条の4第1項中「文書管理システムその他の管理者が」を「管理者が別に」に改める。

第14条の5の見出し中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条第2項中「に係る別に定める事項を文書管理システムに記録するものとする」を「を次により收受するものとする」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 電磁的記録を出力した用紙（当該出力する用紙が著しく多量である電磁的記録にあつては、その一部を出力した用紙）の余白に收受印（様式第2号）を押すこと。

(2) 当該電磁的記録に係る管理者が別に定める事項を文書管理システムに記録すること（内容が軽易な電磁的記録を除く。）。

第16条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第3項第1号中「を除く。次号において同じ。」を「にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したものの（当該出力する用紙が著しく多量であるものにあつては、その一部を出力した用紙）」に改め、「（様式第3号）」を削り、同項第3号を削り、同条第4項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第21条第1項中「電子文書でない」及び「第5項を除き」を削り、同条第5項を削る。  
第22条第4項中「(電磁的記録にあつては、消去の方法)」を削る。  
第25条第1項中「、第2項及び第5項」を「及び第2項」に改め、「、第21条第5項  
中「本局」とあるのは「事業所」と」を削る。  
様式第2号を削り、様式第3号中「第16条関係」を「第14条の5、第16条関係」に改  
め、同様式を様式第2号とし、同様式の次に次の一様式を加える。



附 則  
この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

## 福島県病院局

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

福島県病院局事業管理者 丹 羽 真 一

### 福島県病院局管理規程第7号

#### 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程(平成16年福島県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「(電子文書を除く。)」を削り、「若しくは院長が本局の課若しくは病院の事務室において管理すること又は電子文書を課長が文書管理システムにより」を「が本局の課において、又は院長が病院の事務室において」に改め、同条第11号とし、同条第13号中「(電子文書を除く。)」を削り、同条第12号とし、同条第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同条第16号中「、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び」を「及び決裁に係る記録並びに」に、「管理等」を「管理」に改め、同条を同条第15号とする。

第14条の2第1項中「(電子文書並びに文書管理システムを利用して作成する紙文書である起案文書、回覧文書及び施行文書を除く。)」を削る。

第14条の4第1項中「文書管理システムその他の管理者が」を「管理者が別に」に改める。

第14条の5の見出し中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条第2項中「に係る別に定める事項を文書管理システムに記録する」を「を次により收受する」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 電磁的記録を出力した用紙(当該出力する用紙が著しく多量である電磁的記録にあっては、その一部を出力した用紙)の余白に收受印(様式第4号)を押すこと。

(2) 当該電磁的記録に係る管理者が別に定める事項を文書管理システムに記録すること(内容が軽易な電磁的記録を除く。)

第16条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第3項第1号中「を除く。次号において同じ。」を「にあっては、当該電磁的記録を出力したもの(当該出力する用紙が著しく多量であるもの)にあっては、その一部を出力した用紙」に改め、「(様式第5号)」を削り、同項第3号を削り、同条第4項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第20条第1項中「電子文書でない」及び「第7項を除き」を削り、同条第7項を削る。

第21条第4項中「(電磁的記録にあっては、消去の方法)」を削る。  
様式第4号を削り、様式第5号中「第16条関係」を「第14条の5、第16条関係」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の一様式を加える。



附 則

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県病院局処務規程（以下「改正前の規程」という。）第20条第7項の規定により保管されている改正前の規程第2条第6号に規定する電子文書である改正前の規程第2条第14号に規定する保管文書（以下「電子保管文書」という。）については、改正後の福島県病院局処務規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第11号に規定する本局の課長にあっては福島県文書等管理規則の一部を改正する規則（平成24年福島県規則第77条）による改正後の福島県文書等管理規則（平成12年福島県規則第160号）第2条第19号に規定する文書法務課長が送付する光ディスクに記録された電子保管文書を適切に保管（改正後の規程第2条第11号に規定する保管をいう。）をし、改正後の規程第2条第12号に規定する病院総務課長にあっては当該電子保管文書を適切に保存（改正後の規程第2条第12号に規定する保存をいう。）をするものとする。
- 3 電子保管文書の廃棄、保存期間の延長及び保存期間を経過する前の廃棄については、改正後の規程第21条から第23条までの規定によるものとする。

（病院総務課）

福島県議会

福島県議会訓令第2号

福島県議会事務局

福島県議会事務局文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

福島県議会議長 斎藤 健治

福島県議会事務局文書等管理規程の一部を改正する訓令

福島県議会事務局文書等管理規程（平成十三年福島県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十一号中「（電子文書を除く。）」及び「又は電子文書を課長が文書管理システムにより管理すること」を削り、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「（電子文書を除く。）」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び」を「及び決裁に係る記録並びに」に、「管理等」を「管理」に改め、同号を同条第十五号とする。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定による文書等の作成は、当該事案の処理に係る経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行わなければならない。

第五条の二第一項中「（電子文書並びに文書管理システムを利用して作成する紙文書である起案文書、回覧文書及び施行文書を除く。）」を削る。

第五条の三第一項中「文書管理システムその他の議長が」を「議長が別に」に改める。

第五条の四の見出し中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条第二項中「に係る議長が別に定める事項を文書管理システムに記録するものとする」を「を次により收受するものとする」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 電磁的記録を出力した用紙（当該出力する用紙が著しく多量である電磁的記録にあっては、その一部を出力した用紙）の余白に收受印（様式第四号）を押すこと。
- 二 当該電磁的記録に係る議長が別に定める事項を文書管理システムに記録すること（内容が軽易な電磁的記録を除く。）。

第七条第三項第一号中「を除く。次号において同じ。」を「にあっては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（当該出力する用紙が著しく多量であるもの）にあっては、その一部を出力した用紙）」に改め、「（様式第四号）」を削り、同項第三号を削り、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第八条第一項中「起案した旨を電磁的に表示し、及び記録する」を「発議書（様式第六号の二）を文書管理システムを利用して作成する」に改め、同条第二項第二号中「電子文書にあっては、その」を「電磁的記録にあっては、当該」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「文書管理システムにより起案しないことが合理的であつて、かつ、」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五項中「文書管理システムで起案しないことが合理的であつて、かつ、第三号」を「前項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削る。

第十八条第一項中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条第二項中「（電子文書を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号及び第二号中「あて」を「宛て」に改める。

第十八条の二を削る。

第二十条第一項中「送信」の下に「（第十八条第二項各号のいずれかに該当する施行文書の発送に限る。）」を加える。

第二十四条第一項中「電子文書である完結文書にあっては保管する期間をいい、電子文書でない完結文書にあっては」を削る。

第二十五条第一項中「（電子文書でない完結文書に限る。以下第五項を除き、この章において同じ。）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二十六条第四項中「（電磁的記録にあっては、消去の方法）」を削る。

様式第六号の次に次の様式を加える。

## 様式第6号の2（第8条関係）

## 発 議 書

収 受 日		記号・番号	
起 案 日		所 属	
決 裁 日			
施 行 日		起 案 者	
決 裁 区 分		電 話 番 号	
決 裁 欄 決裁権者			
合 議 先			
注 意 事 項			
宛 先			
件 名			
伺 い 文			
浄 書	照 合	発 送	公 印
保 存 期 間		保 存 満 了 年 月	
文 書 分 類			
簿 冊 名			

様式第九号を次のように改める。  
様式第九号 別添

附 則

1 この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第七条第五項並びに第十八条第二項第一号及び第二号の改正規定は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の福島県議会事務局文書等管理規程（以下「改正前の規程」という。）第二十五条第五項の規定により保管されている改正前の規程第二条第五号に規定する電子文書である改正前の規程第二条第十三号に規定する保管文書（以下「電子保管文書」という。）については、改正後の福島県議会事務局文書等管理規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第二号に規定する課長にあつては福島県文書等管理規則の一部を改正する規則（平成二十四年福島県規則第七十七号）による改正後の福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）第二条第九号に規定する文書法務課長が送付する光ディスクに記録された電子保管文書を適切に保管（改正後の規程第二条第十号に規定する保管をいう。）又は保存（改正後の規程第二条第十一号に規定する保存をいう。）するものとする。  
3 電子保管文書の廃棄、保存期間の延長及び保存期間を経過する前の廃棄については、改正後の規程第二十六条から第二十八条までの規定によるものとする。  
（総務課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十八号

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十四年十二月二十八日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会規程（昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第一号中「を除く。次号において同じ。」を「にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（当該出力する用紙が著しく多量であるものにあつては、その一部を出力した用紙）」に改め、同項第二号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同項第三号を削る。  
第二十八条中「（電子文書（福島県文書等管理規則第二条第十三号に規定する電子文書をいう。）を除く。）を削る。」

附 則

この規程は、平成二十五年一月一日から施行する。

福島県監査委員

福島県監査委員告示第二号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十四年十二月二十八日

福島県監査委員

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程（昭和五十三年福島県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第四項第一号中「を除く。次号において同じ。」を「にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（当該出力する用紙が著しく多量であるものにあつては、その一部を出力した用紙）」に改め、同項第二号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同項第三号を削り、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十五条中「（電子文書（福島県文書管理規則第二条第十三号に規定する電子文書をいう。）を除く。）を削る。」

附 則

この規程は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第十二条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。  
（監査総務課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会訓令第一号

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十四年十二月二十八日

福島県人事委員会  
委員長 大須賀美智子

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第一号中「を除く。次号において同じ。」を「にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（当該出力する用紙が著しく多量であるものにあつては、その一部を出力した用紙）」に改め、同項第二号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同項第三号を削り、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に改める。  
第十一条中「（電子文書（福島県文書等管理規則第二条第十三号に規定する電子文書をいう。）を除く。）を削る。」

附 則



この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第八条第五項の改正規定は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

(総務審査課)

## 福島県労働委員会

### 福島県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

福島県労働委員会

### 福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県労働委員会事務局処務規程(平成十八年福島県労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九号中「(電子文書を除く。)」及び「又は電子文書を事務局長が文書管理システムにより管理すること」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十号中「(電子文書を除く。)」を削り、同号を同条第九号とし、同条第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「電子文書である完結文書にあつては保管する期間をいい、電子文書でない完結文書にあつては」を「完結文書を」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び」を「及び決裁に係る記録並びに」に、「管理等」を「管理」に改め、同号を同条第十三号とする。

第十条第三項第一号中「を除く。次号において同じ。」を「にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの(当該出力する用紙が著しく多量であるものにあつては、その一部を出力した用紙)」に改め、同項第三号を削り、同条第四項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十一条第一項中「(電子文書並びに文書管理システムを利用して作成する紙文書である起案文書、回覧文書及び施行文書を除く。)」を削る。

第十三条第一項中「(電子文書でない完結文書に限る。以下第五項を除き同じ。)」を削り、同条第五項を削る。

第十四条第四項中「(電磁的記録にあつては、消去の方法)」を削る。

### 附 則

1 この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第十条第四項の改正規定は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の福島県労働委員会事務局処務規程(以下「改正前の訓令」という。)第十三条第五項の規定により保管されている改正前の訓令第二条第三号に規定する電子文書である改正前の訓令第二条第十一号に規定する保管文書(以下「電子保管文書」という。)については、福島県文書等管理規則の一部を改正する規則(平成二十四年福島県規則第七十七号)による改正後の福島県文書等管理規

則(平成十二年福島県規則第六十号)第二条第十九号に規定する文書法務課長が送付する光ディスクに記録された電子保管文書を適切に保管(改正後の福島県労働委員会事務局処務規程(以下「改正後の訓令」という。))第二条第八号に規定する保管をいう。又は保存(改正後の訓令第二条第九号に規定する保存をいう。)をするものとする。

3 電子保管文書の廃棄については、改正後の訓令第十四条の規定によるものとする。

(審査調整課)